

尾張旭市監査公表第4号

平成30年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長職務代理者副市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

総務部財産経営課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
職員（尾張旭市互助会会員）駐車場の行政財産目的外使用の許可理由として、尾張旭市公有財産管理規則第15条第5号の規定によるとしているが、同号には該当しない。	指摘事項については、適正に改め、今後同様の誤りがないよう、適切な事務処理及び入念な確認を行います。